

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 9号

発行 09年1月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

新年のご挨拶申し上げます
妻川勝利あさと年も頑張りましょ



第四次厚木爆音訴訟原告団
団長 藤田 栄治

藤田 栄治



【厚木爆音訴訟の背負う役割】

厚木基地爆音防止期成同盟
委員長 鈴木 保



【新年のごあいさつ】

第四次厚木爆音訴訟弁護団
団長 弁護士 中野 新

二〇〇九年新年あけましてお目出とうございます。

原告の皆さん、二〇〇九年の新春をいかがお迎えでしょうか。何か寒々とした年明けのように思えてなりません。

アメリカ発の世界不況のおりは日本全国にひるがり、昨年の暮れから一〇数万人の非正規雇用労働者が嚴冬のなか職を失うという深刻な社会問題が広がっています。

一方で麻生政権は、経済政策はおるか山積する重要な政治課題について何一つ基本的な姿勢を示さないばかりか、一国の総理がつぎつぎに発言を覆えたり、常識を失した失言を繰り返し、はては自國の漢字を読み違えたり、あきれ返ることばかりが国民の目に写ります。

政治の中心を担う者の見識が低いとき、国は漂流すると言われますが、まさに麻生首相の見識は日本の将来に不安ばかりを募らせる期待的な症状になっています。一刻も早く政権交替を実現させなければ：そんな思いを強く抱きます。

さて私たちが闘う裁判は、この間四回の口頭弁論が行われ、法廷では、国に対する弁護団の鋭い追及や原告の意見陳述などで、裁判官に爆音被害の実態を強く訴え、一定の成果を収めできました。

今年も、爆音監視行動をはじめ、爆音力レンジャー・陳述書の作成など裁判に必要な証拠書類の作業に取り組むことになります。私たちがめざす目標「違法状態の爆音をなくし、平和で静かな空」をとりもどすため、今年も原告の皆さんの積極的なご協力を訴えたいと思います。裁判勝利をめざし共に頑張りましょう。

第五次訴訟勝利に向けて、引き続き、全力で、共にたたかって参る決意です。

第四次訴訟に結集された、七〇〇〇人の原告の皆様、二〇〇九年明けまして、おめでとうございます。

第四次爆音訴訟の闘いをはじめとして、横須賀へ配備された米原子力空母（ジョージ・ワシントン）拒否、キャンプ座間に移駐した、第一軍団前方司令部拒否の闘いに、全力投入で取り組みたいと考えます。

すでに第四次爆音訴訟の闘いは、昨年一二月一〇日に、四回目の日頭弁論を終わらせ、申しあげます。

厚木基地周辺の200万人が苦しませ抜いてきた爆音被害について、法廷で関係者に訴えることができます。

厚木基地は一九五〇年から、米海軍厚木飛行場として使われ、一九七三年一二月には、海上自衛隊第四航空群先遣隊を千葉県下総基地から移駐させ、「一〇、名航空機三三機」が移駐し、加えて一九七三年一〇月からは、横須賀を母港とした

米空母の艦載機が、すべて厚木基地を使つて訓練が開始されました。

これらのことにより、海上自衛隊航空群の残余部隊（兵員一五〇

人）と、第三次爆音訴訟の高裁判決で「厚木基地の爆音が肥大化だけが残されました。

やむなく裁判で黑白をつけることを決定し、一九七六年九月八日、原告九一人で第一

次爆音訴訟に立ち上がり、以来三年に及ぶ歳月をかけ、「爆音は違法である」と判断を確定させてきました。

第四次爆音訴訟は、飛行時間の規制を求める差止め請求を致しております。

近くは第三次爆音訴訟の高裁判決で「厚木基地の爆音による加害行為については、第一

次第二次の爆音訴訟において、違法判断が繰り返されているにもかかわらず、被告（国）は違法状態を放置し続けています」と判決は述べています。

これから訴訟の取り組みは、個別陳述書の作成、法廷での原告証言へと展開されると思いますが、「爆音のない静かな空」への願いを確実に届けることが、できるか否かは、我々の闘いにかかると思います。頑張りましょう。

【第四次厚木爆音訴訟提訴から一年】

神奈川平和運動センター
事務局長 加藤 泉



今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

七〇〇〇人を超える日本一大原団の運営は大変だと思いますが、各レベルの役員さんが、献身的に活動されている姿を拝見しておりますと、そういう気持ちが全体に行き届いているのだな、と感じています。

爆音訴訟は反基地のたたかいですが、何よりも生活を守るたたかいです。だから家族ぐるみ、地域ぐるみの参加になるのでしょうか。

今日は再び「飛行差止め」を求めていますから、国家権力との真正面からのたたかいでありますから、原団の意志統一、団結が一層求められるでしょう。

また、裁判所の中でのたたかいに加えて地域に踏み出して行動することも不可欠なこと

であります。

これはこれまで沖縄、厚木、小松、横

田、岩国、各地でそれぞれ独自にたたかれてきた、反基地、反爆音の闘争を差し止めの実現を中心として情報交換や

互協力の中で飛躍的に高め、基地被害を根本的に無くしていく大きな運動の第一歩となりうるものだと思います。

我々第四次訴訟弁護団も、基地訴訟の全く新しい展望を切り拓き、被害の根絶をめざすために一層の努力を尽くすつもりであります。

神奈川平和運動センターは一九九六年創設以来、またかつての「護憲反安保県民実行委員会」として厚木爆音の皆さんや爆音訴訟団の皆さんと共に歩んで参りました。新たに加わって来られた人々にも十分理解を得て、新たな運動を提起いただければ県内の平和運動体にも大きな力となると存じます。

原子力空母の横須賀母港が既成編成された状況において、この撤回のたたかいと並ん

で厚木爆音のたたかい、米軍再編の最大問題一つあります「岩国移転」とのたたかい、とりわけ「違法爆音のタライ回し反対、空母と艦載機は本国に帰れ」のたたかい、

第四回口頭弁論が開かれました

—12月10日（水）横浜地裁
四次弁護団が「国側弁護団」に痛烈なパンチ

第四回 口頭弁論が、12月10日（水）午前10時から横浜地裁101号法廷で開かれました。原告・支援団体90名の方々に傍聴参加をしていただきましたが、傍聴席定員（84名）を大きく上回り、一部の方が傍聴できませんでした。大変申し訳ありませんでした。これまでの口頭弁論では、互いの書証のやりとりや書証についての陳述が主体で、傍聴には分りづらいことが多くありました。ところが今回は一転して「第四次訴訟団・岡部弁護士」が、国側代理人（弁護団）に「国側は、これまでに約束してきた回答書面を期限までに提出していない！なぜ出せないのか説明しなさい！」早く回答書面を提出しなさい！」と激しく追及し、国側に強烈なパンチを展開しました。今後の口頭弁論の展開が面白くなりそうです。原告意見陳述では、永井圭子さん（大和・つきみ野在住）が、新たに75W地域に指定された一市民としての思いや、現在中学1年のお嬢さんの子育て時に経験された爆音による子供さんの被害について母親の率直な気持ちを述べられました。また、原告団が9月29日（月）に行った「爆音測定データ」が、騒音被害の証拠として裁判所に提出されました。今回の口頭弁論の詳細は、戸張・岡部弁護士の「口頭弁論の内容解説」と、永井さんの「原告意見陳述」の全文を掲載しましたのでお読み下さい。

第四回口頭弁論の内容について

【30年間相も変わらぬ 国の言い分と矛盾】

弁護士 戸張 雄哉



12月10日に第4回口頭弁論期日がありましたので、ハイライトは岡部弁護士にお譲りするとして、その他の部分について、ご報告します。

今回も傍聴、報告集会に、多数の原告のご参加をいただき、私たち弁護団としても心強く法廷に臨むことができました。

また、大和市でお子さん2人を育てられた永井圭子さんから、裁判所に対して、厚木基地周辺の子どもたちの被害を訴えていただきました。私たちは、4次訴訟でも、将来にわたり爆音被害がなくなるその日まで（いちいち訴訟を起こさなくとも）、損害を補償するよう請求しています。しかし、過去のほとんどの裁判は、「口頭弁論終結まで」の損害賠償しか認めていません。

国は今回もまた、口頭弁論終結後の爆音被害については、改めて別の裁判を起こすようにと主張しています。爆音被害が、口頭弁論終結後に「変動することが予測される」という理由です。

1次訴訟から現在に至るまで被害状況に変化がなく、国自身、爆音被害を自発的に解決するつもりがないのはもはや歴史上の事実です。そのような国の主張に耳を貸すべきではない、と私たちは主張しています。

行政差止については、岡部弁護士の報告に譲りますが、一言。1次訴訟の最高裁は、防衛庁長官（当時）は周辺住民の被害に配慮しつつ、自衛隊機の運航を統括している、という理由で民事差止を門前払いしました。4次訴訟で国は、どの飛行で75WECPNLを超えるのかを把握できないと言います。また、自衛隊機の飛行を止める権限が、誰にあるかも知らないそうです。防衛大臣は周辺住民に「配慮」する方法を知りません、と言うに等しく、最高裁の判断はやはり誤っていたというほかないのでしょう。

報告集会は、裁判所近くの波止場会館で、永井さんの意見陳述のご感想、私の真面目なご報告のほか、岡部弁護士の法廷でのケンカの顛末を楽しく振り返る場面もあり、寒さを吹き飛ばす活気あふれる雰囲気でした。

大変痛ましいことですが、口頭弁論の前に、サンディエゴで軍用機の墜落事故により民間の方4人の命が失われるという大惨事がありました。

法廷では佐賀弁護士、関守弁護士がこの件に触れ、基地周辺住民は爆音被害だけでなく、絶えず墜落事故の危険にさらされている旨を裁判官に訴えました。

今回の口頭弁論で国から新たに出された主張は、防音工事、自衛隊の任務の「公共性・公益性」という、これまで言い尽くされてきたものばかりです。

国は無意味な主張を繰り返し、宿題を先延ばしにする中で、繰り返され積み重なる損失の大きさに、何としても早期に差止判決を勝ち取らなければならぬと、皆で再確認した一日となりました。

この原稿は旧年中に書いております。皆様よいお年をお迎えいただき、来年もまた、爆音被害の差止に向けて一致団結して頑張りましょう。

【国側・回答の約束を覆す】

—第四回ハイライト—

弁護士 岡部玲子



4次訴訟のうち行政差止訴訟では、「夜間飛行をするな」「訓練飛行をするな」という差止に加えて、「年間75WECPNLを超えることになる飛行をするな」という基礎訴訟始まって以来の請求にチャレンジしています。「一定のWECPNL（うるさき指数）を超える爆音状態は違法」というのが歴代の基礎訴訟判決の示すところなので、これは、「裁判所が違法とするような飛行はするな」ということと等しく、国も否定しがたいであろう、という戦略によるものです。

あろうことか国は「どうやったら75WECPNLを超える飛行だと分かるか」というとぼけた質問（求釈明）を答弁書でなし、7月9日の書面で弁護団は、「歴代のセンターを引いたのと同じ方法で2006年1日のセンターを告示したのなら、その基礎データに毎日の管制データを入れるだけで年間WECPNLが分かるはず」と反論し、「センターを引いた時のWECPNL算出方式は今までのものと違うか」と逆に問い合わせていました。国は、裁判所の面前で何度もこの質問には早期に答えると述べていたにもかかわらず、第4回口頭弁論の直前になって、「行政訴訟では答える必要はない」と開き直り、弁護団は、法廷で、「なぜなのか説明しろ」「書面を出せ」という緊迫したやりとりを行い、傍聴席からも笑い声や怒りの声がわくという状態になりました。

全体としてみれば、国は、4次訴訟の爆音差止請求にかなり追い詰められているのではないかという印象があります。「公開された政府見解では、国は厚木基地の滑走路を米軍の出入りのためにその都度使わせているというのだから、差止ができない理由はなく、現在の米軍使用と国との見解を示せ」という7月20日の弁護団書面による質問にも、国ははるばると答えを引きのばし、いまだに答えません。

弁護団は、訴訟開始直後に7000人以上の原告の居住地整理・大量の騒音データを提出し、また裁判所の問題提起に答えて大量の騒音影響の医学文献などを提出しましたが、それは、現在解決しなければならないせっぱつまつた騒音被害があり、どのように長期間続いたものであろうと、今、その悪循環を断ち切らなければならないと思うからこそです。

国は理由なき訴訟の引き延ばしを許してはならず、また、被害を正確に訴える多数の原告の陳述書でこれに反撃し、裁判官が現地に臨んで爆音の実態に触れることを訴え続けていきたいと思います。

第二回・代議員総会開催について

「第二回・代議員総会」を下記の通り開催致します
代議員としてご参加をご希望の方は各支部の支部長または
ブロック長、訴訟団事務所にお申し込みください
記

I. 開催日時 2009年3月8日（日） 14時00分～

* 16時から「交流会」

II. 会 場 藤沢産業センター

JR・小田急・江ノ電 藤沢駅（北口）から徒歩5分
地図参照

III. 議 事

- ① 2008年度「活動報告」
- ② 2008年度「会計報告」
- ③ 2009年度「活動方針」
- ④ 2009年度「予算（案）」

IV. 交流会

*会費・500円

*代議員以外のオブザーバー参加も大歓迎です

意見陳述書全文

【爆音被害の子どもたちへの影響が心配】

大和市つきみ野在住
永井 圭子さん



1 私たち家族は、昭和62年に川崎市の梶が谷から、現在の住所地に家を買い、引っ越しました。厚木基地の滑走路から北に約4キロメートル、東に約1キロメートルの位置にあり、平成18年のセンター引き直しで75W地域に指定されました。

2 私たち家族は、子供が生まれるに際してより静かな環境をと思って、転居しました。転居して1ヶ月ほどだったと思いますが、初めて厚木基地の航空機の爆音を聞き、一体これは何だろう、何が飛んできたのだろうと、その凄まじい音にとても驚きました。また、戦闘機を間近で見ることなどもちろん初めてのことでしたので、人を殺すために作られた兵器を日常的に目にする生活にも衝撃を受けました。

その後、緑区での墜落事故や大和市内での事故の話を聞くにつれ、低空で戦闘機や軍用ヘリが頭上を飛ぶ度に、自分の上や近くのどこかに落ちてこないかと、とても怖い思いをしてきました。

また自動車を運転中に、踏切の警報音に気付かず、線路に入ってしまうなど、怖い思いをしたこともあります。

3 そして私は何よりも、このような騒音被害や恐怖について、表現することができない子どもたちへの影響を心配します。

私は、中学1年生の子どもを育てており、現在22歳のもう1人の子どももこの地で育てました。さらに、子育て支援のNPO法人を運営しており、日常的に0歳から9歳までのお子さんをお預かりしています。

私の子どもが乳児の頃は、音に驚いて顔をしかめたりしていました。

小学校に上がる前は、耳を覆う、顔をしかめる、泣き出す、しがみついてくる、という反応でした。また、ジェット機などひどい爆音に襲われると、体の動きが止まり、持っていた物を落したりします。横断歩道の真ん中で上を見上げたまま止まってしまい、怖い思いをしたことでもありました。子どもを自転車の後ろに乗せているときだと、驚いて体がこわばり、片手で耳を塞ごうとしたり、上を見上げたりしますから、バランスを崩して転倒しそうにもなりました。

小学生になってからも、外での授業が中断されたりということは、子どもからよく聞いていましたし、運動会がたびたび爆音で中断されるのも目に見てきました。子どもたちも、勉強に集中できない、電話やテレビの声が聞こえない、眠れないなどの不満を言っていました。また、熱を出しているときや疲れているときに、うるさくて眠れず、布団をかぶったりしている様子は、とてもかわいそうでした。

預かっているお子さんたちも、同じように驚いて、泣き出したり耳を覆ったりしていてとてもかわいそうです。

このように、驚いたり、親に文句を言ったりするのがせいぜいの子どもたちに、この不快な環境を我慢させていることは、大人としてどうにも許せません。子どもたちは、他の生活を知りませんから、今の状況が異常だと言ふことに気付いてもらいたいのです。

4 子どもたちが、会話もできなくなるような爆音や、日常的に目にする戦闘機を、当たり前だと思いながら育っても良いものなのでしょうか。

学校の窓が二重になったから、どうだと言うのでしょうか。授業参観で見る学校の異様な光景を想像してください。二重窓を閉め切って、閉塞感の中、子どもたちは授業を受けています。

子どもたちは、気持ちの良い天気の時に、窓から入る風を感じたり、鳥の声、花や木のにおいて季節を感じたりする機会を奪われた生活を強いられているのです。

子どもたちは、このような生活に慣れなければならないのでしょうか。

5 ジョージワシントンが入港し、ここ数週間、またひどい爆音と墜落の恐怖にさいなまれる日々です。

1時間に何回も、体の中から揺さぶられるような爆音が、突然襲ってきます。見上げれば、巨大な戦闘機がものすごい速さで飛び去っていくのが見えます。2機、3機と編隊で飛んでくれば、何倍もの爆音です。

この爆音と恐怖に慣れることは、一生ないと思います。爆音がするたびに、気付くと私は、顔をしかめ、じっと体をこわばらせて、その音と体の中の震動に耐えています。繰り返し飛んでくれば、またかとイライラし、強いストレスを感じます。

先日、踏切の前に立ちましたが、やはり警報音が聞こえないうま、遮断機だけが下りていきました。お母さんの自転車が、以前の私のように、ふらつきながら走っており、後ろで子どもが片手で必死に耳を塞いでいました。

6 厚木基地の近辺に一度お越しただければ、大人たちでも驚いて立ち止まったり、思わず上を見上げてしまったりするような爆音であるということが、よくわかっています。子どもたちはなおさらです。

爆音に対して子どもたちがどういう反応を示すのか、何も言わないから、すぐにはどこも体調が悪くならないからと言つて続けて良いものなのか、ご覧いただいた上でご判断いただきたいと思います。

原告の声

相模原支部 森本 豊さん



被告側19人、原告弁護団20名が着席し、10時3分、3名の裁判官が入廷した。

法廷での闇いの火薙が切られた。原告側が被告の不法行為の証拠を陳述しても、被告は黙りを決め込んだのか反論もしない。防衛という公共性を盾に公権力で司法など乗り切れると言んだかの様相である。『何のために19人も座っているの。税金の無駄だ』と心中で叫ぶ。本当に声にしたら、即退庭だもの…我慢。

開廷から、約30分後、原告側証人の永井さんの意見陳述が始まる。アメリカでF18の墜落事故があったばかりで、まずは墜落の恐怖について訴える。統いて、家でも学校でも、子どもたちの被害の実態を生々しく述べる。『そうだよ。子どもたちは一番被害を受けていますよ。私の3人の娘も屋外で爆音に会うと両手で耳をふさいでいたもの』と共に。

さらに「校舎は二重窓になったからといって、天気の日の風や季節を奪われる」と陳述は続く。そうそう、私も地元の県立高校のPTA会長を6年もやったけれど、5月のPTA総会の時に爆音で話を中断したことがある。窓を開ければ爽やかな季節だが、閉めれば暑い頃で、まして県立高校に冷房装置など無いぞ。たとえ装置が備えられても、5月から運転する予算なんて絶対に付かないぞ。

陳述が終わると、裁判長は閉廷にしたそうだが、岡部弁護士が原告側に提示した2つの宿題で突っ込みを入れる。しかし、センターの作成方法について「回答する必要がない」の一言で終わり。丁々発止の議論を期待したが、あまりに無責任な国側の対応であった。

12月10日

南関東防衛局に

「F/A-18同型機の飛行中止」を緊急要請

米本土での米海兵隊の「F/A-18戦闘攻撃機」墜落事故のニュースを受けて、第四次訴訟団と厚木爆同では12月10日(水)「口頭弁論」終了後、南関東防衛局にて「事故原因の説明と対策が終了しない限りF/A-18同型機の厚木基地での飛行中止を求める」緊急要請を行いました。翌日、厚木基地にも申し入れを行いました。

写真右は南関東防衛局
～抗議と要請
写真上はサンディエゴ
墜落現場



艦載機のあの激しい爆音が、また帰ってきた!!

「爆音カレンダー」・「爆音測定」行動を開始



11月21日(金)、原子力空母ジョージ・ワシントンが韓国釜山訪問、ガム寄港や海上自衛隊との共同訓練等を終えて、横須賀港に再び入港しました。艦載機はその前日の11月20日(木)に全機厚木基地に飛来しました。今日はいつもとは異なり飛来して間を置かず、24日(月)から訓練を開始し、連日激しい爆音を容赦なく撒き散らしています。原告団では、この爆音被害の実態を記録にとどめて訴訟の証拠とするために、9月に引き続い「爆音カレンダーの取組み」と「爆音測定・飛行監視行動」を行っています。

(1)「爆音カレンダー取組」

- ① 取組期間 '08年12月21日(日) ~ '09年1月24日(土)5週間
- ② 取り組んで頂く原告の方183名
 - * 前回・グループで取組の方130名
 - 個人で取組んで頂いた方53名

(2)「爆音測定・飛行監視行動」取組

- ① 取組メンバー「爆音データ収集チーム」の方々
- ② 屋内爆音測定・監視行動(第三次訴訟事務所)午前8時 ~ 午後9時
 - * 行動日=12/23(火)26(金)・1/3(土)6(火)21(水)
 - * 自動測定日=12/27(土) ~ 1/2(金)4(日)5(月)
- ③ 屋外爆音測定・監視行動=午前8時 ~ 午後6時
 - * 行動日=1/13(火)29(木)
 - * 場所【南側】引地川公園ゆとりの森(福田)
【北側】みどりの広場44号(上草柳8丁目)

横須賀軍港観察報告

山村 充夫さん
相模原在住

昨日11月30日に米原子力空母「ジョージ・ワシントン」が停泊している横須賀港を観察する企画が持たれ、爆同会員や四次訴訟団・弁護士さんたち約80人がバス2台で参加しました。

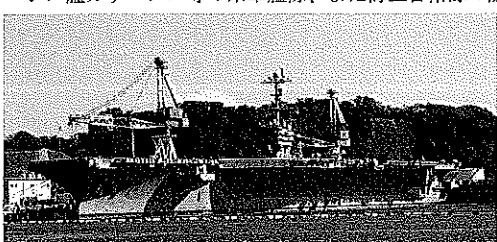
まず、横須賀の基地情勢について現地の活動家、小原さんから講演を受け、その後、クルーズ船にて観察。当日は晴天に恵まれ、波も静かで、絶好の観察日和となりました。

ジョージ・ワシントンの停泊している12号バースはヴェルニー公園からは見えず、市民の目には入りませんが、海上からは一目瞭然でした。

全長333mの鋼鉄の巨体は無気味に横たわっていました。この船からスーパーホーネット等が何十機も厚木基地に飛来し、私たちの住む町の上空で爆音を撒き散らしているのです。

横須賀を母港化しているジョージ・ワシントンはいったん核事故が起これば首都圏が放射能に覆われますし、現実に火の不始末で大火災を起こしています。横須賀市民は「原子力空母配備の是非を問う住民投票条例」を求める運動を行い52,000筆もの署名が集められました。

この他、イージス艦カウペンス等の米軍艦隊、また海上自衛隊の艦船など多数をみて、横須賀にはこんなに軍艦があるのかとあらためて知らされました。



12号バースに横付けされているジョージ・ワシントン

全国6基地の7訴訟団と訴訟準備会が 「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成



08年12月7日(日)、大和市スポーツセンター会議室で、私たち第四次厚木爆音訴訟原告団を含む、全国の基地爆音訴訟原告団と訴訟準備会の合わせて7団体が、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成する総会が開かれました。

これまで個別に活動を行ってきた各訴訟団が結集して、裁判に関する情報交換や国(政府)への抗議行動などを重ねて、活動を強化し「平和で静かな空を取り戻す」ことをめざした組織です。

総会では、会則、役員、活動方針などを決定し、我々第四次訴訟団と厚木爆同が中心となって連絡会議の運営に当たることになりました。

12月8日(月)は、厚木基地視察(大和市環境管理センター屋上・ゆとりの森)および各訴訟団共通の問題を主体に外務省、防衛省への要請行動を行いました。

【参加訴訟団と訴訟準備会】

- ・第四次厚木爆音訴訟原告団
- ・横田基地飛行差し止め訴訟原告団
- ・新嘉手納基地爆音訴訟原告団
- ・岩国爆音訴訟の会
- ・普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団
- ・横田基地等の公害対策を進める準備会
- ・小松基地爆音訴訟連絡会

* 小松訴訟は、12月24日(水)原告2121名で金沢地裁に提訴して「第5次小松基地爆音訴訟原告団」が設立されました

【役員】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 代表 藤田 栄治(第四次厚木) | 委員 仲村渠 實(新嘉手納) |
| 副代表 又吉 清喜(新嘉手納) | 委員 高橋 年男(普天間) |
| 副代表 島田 善次(普天間) | 委員 田村 順玄(岩国) |
| 副代表 長田 孝志(小松) | 委員 庭田 茂男(小松) |
| 事務局長 斎藤 英昭(第四次厚木) | 委員 萩窪 幸一(第四次厚木) |
| 会計 事務局長兼務 | 委員 浅野 太三(横田差止め) |
| 会計監査 福本 道夫(横田差止め) | 委員 大野 芳一(横田公害) |
| 顧問 鈴木 保(厚木爆同) | |

【活動方針】

- ・裁判に関する情報交換
- ・各訴訟団の裁判への支援、応援参加
- ・訴訟立ち上げ準備の支援
- ・原告団交流集会の開催
- ・基地の早期返還の世論への呼びかけ行動
- ・他の被害地域への参加呼びかけ(千歳、三沢など)
- ・政府への抗議、要請行動

「原告団会費」納付のお願い

2009年度「原告団会費」(12,000円/一世帯)の納付について、昨年12月初旬に「払込取扱票」用紙を原告の皆さん(世帯ごとに)にお送りして、12月25日までにお近くの郵便局から振込み頂くようお願い致しておりますが、一部の方々にはまだ納付して頂いておりません。

2009年度の「予算(案)」の策定にも影響を及ぼしますのでお近くの郵便局で納付して頂きますようお願い致します。

*注意・原告団会費を事務所にお持ち頂く方がおられます BUT 会費納入については郵便局を通して納付してください。(納付実績を確実に把握するため)

第四次訴訟団 会計 小野 抗夫

